

第1部 序

○計画策定の趣旨

- ・人口減少による利用者の減等により、県内公共交通は厳しい状況
- ・高齢者の割合の増加により、公共交通の維持はより重要に
- ・公共交通確保維持のための公的負担の増加
- ・リニア開業などの環境変化への対応 等

- ・本県にとって望ましい公共交通の姿を明らかにする「**地域公共交通のマスタープラン**」として策定
 - ※山梨県総合計画の部門計画
 - ※地域公共交通活性化再生法に基づく法定計画

○計画の期間

- ・令和6年度から令和10年度の5年間

○計画の区域

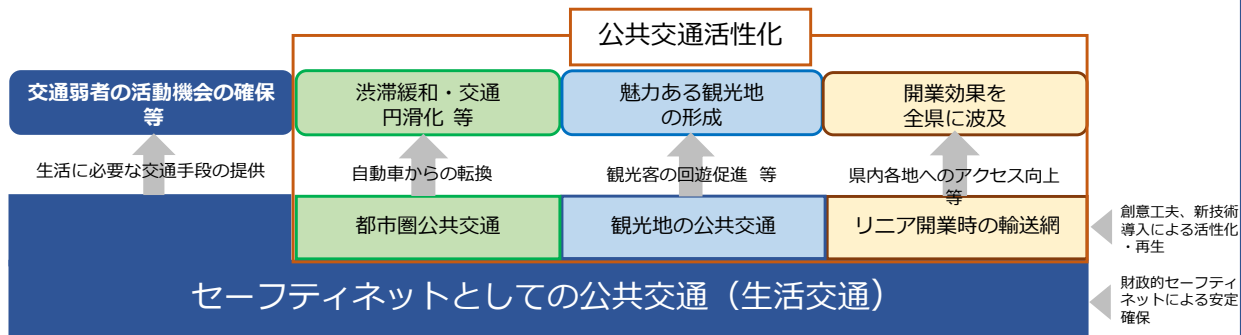
- ・山梨県全域

○計画の対象

- ・市町村境を越える広域的な公共交通サービス

○計画を構成する2つの領域

- ・セーフティネットとしての公共交通（生活交通）
- ・創意工夫で強化する公共交通（公共交通活性化）



第2部 生活交通編

○広域生活交通確保維持により実現を目指す県民の暮らしの姿

- ・マイカーが使えなくても、最低限度の活動機会が保障されていること
- ・現役世代が、家族・親族・近隣住民の送迎を行わなくてもよいこと
- ・運転に不安を感じたら、最低限度の活動機会を保ったまま、運転免許を返納して運転を卒業できること

○広域生活交通により保障する県民の活動機会（目標）

- ・高校生通学：高校に自宅から日帰り通学できること
- ・通院：総合病院に日帰り通院できること
- ・買い物：実際に店舗に行き、生鮮食料品・日用品を入手できること

○計画の達成状況を評価する指標（法定）

- ・利用者数：広域生活交通ネットワーク指定路線の乗車人員（鉄道）、輸送人員（バス）
- ・収支：国・県協調補助路線の収入額、実車走行キロあたり運行経費
- ・国または地方公共団体の支出の額：公共交通に対する県財政負担額

○広域生活交通の役割を拡大するための諸施策

- ・鉄道の利用促進
- ・活動機会の確保に資するダイヤ改善
- ・市町村内サービスとの結節の更なる改善
- ・ショッピングセンター・病院・学校等の目的施設への乗り入れの更なる推進 等

○広域生活交通ネットワーク



- ・県民の活動機会を保障するために必要となる市町村をまたぐ路線を「広域生活交通ネットワーク路線」として指定

第3部 公共交通活性化編

○都市圏交通の取り組み

- ・自動車からの転換利用促進などによる渋滞や環境負荷の緩和
- ・拠点間の連携・交流を担えるような公共交通サービスの確保

○観光輸送の取り組み

- ・既存の路線等の利便性向上
- ・外国人旅行者も見据えて実施

○将来のリニア開業時の輸送網の構想

- ・スマートICなどの整備をはじめとしたリニア駅周辺の広域的な交通結節機能の構築
- ・自動運転をはじめとした次世代モビリティ・システムの検討
- ・広域交流拠点であるリニア駅と広域拠点などを結ぶ県内の広域公共交通ネットワークの充実

○公共交通活性化に向けた諸施策

- ・立地適正化計画との連携推進
- ・路線バスの走行環境の改善
- ・人や環境に配慮した公共交通の実現
- ・自転車の活用推進
- ・リニア駅周辺における広域的な交通結節機能の構築 等